

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB建設C作業所を最終粉じん事業場として、昭和○年○月○日付けで労働基準局長（現：労働局長）からじん肺管理区分「管理4」と決定され、D病院にて療養を継続していたが、平成○年○月○日、入院先の同病院にて死亡した。死亡診断書には、死亡の原因は、「塵肺症（管理4）及び胃癌」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡はじん肺症によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者の死亡の原因は、じん肺症によるものであると主張するので、被災者の死亡の原因について以下、検討する。

(2) E医師が作成した死亡診断書には、被災者の死亡の原因は「塵肺症(管理4)及び胃癌」と記載されている。

また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、次のとおり述べている。

① じん肺の療養内容及び経過について

被災者は、昭和○年○月○日にじん肺症の認定を受けて、喘鳴・咳嗽・喀痰症状に対し、対症療法を行っていた。平成○年○月○日より在宅酸素療法を開始し通院加療を行っていた。本年初めより息切れ・呼吸苦増強及び食欲不振に対し、訪問看護にて点滴加療を継続中であった。

② じん肺以外の疾患の有無について

被災者は、従来より時折食欲不振の症状を認めていた程度であり、検診等を受けていなかったが、次第に症状が悪化し、平成○年○月○日より食事摂取困難に加え嘔気症状を認めたため、同年○月○日胃カメラを施行し、胃進行がんと診断された。じん肺症による呼吸不全及び高齢であることを理由に手術は実施されなかった。

③ 死亡に至るまでの経過について

在宅酸素療法継続が必要な状態であり、入院後は酸素投与量を増量することが望ましかったが、血液ガス分析上 O_2/CO_2 が逆転傾向にあるため増量することができずに、結果、呼吸状態悪化及び血圧低下の状態につながったと考えられ、じん肺症が死亡に与えた影響が大きいものとする。胃がん

が死亡に対して影響があったことは事実であるが、じん肺症がなければ胃進行がんに対し手術が可能であり、延命できたものとする。

- (3) F 医師は、平成○年○月○日付け意見書において、被災者の死亡について、要旨、次のとおり述べている。

被災者は、平成○年○月より在宅酸素療法を導入されていた。平成○年○月○日に胃進行がんの診断を受けている。同年○月○日に呼吸困難等で緊急入院しているが、死亡する前日のＣＴで腹水・多発肝転移、右胸水腫瘍（転移疑い）が明らかであり、同年○月の胃がん診断時点で、がんはかなり進行していた可能性が高いと考えられる。じん肺も病態の進行にかなり影響を与えたと思われるが、最終のＣＴからは、胃がんが死亡に関与した程度（割合）は少なくないと判断される。

また、F 医師は、平成○年○月○日、被災者のじん肺の年金定期報告書診断書（平成○年から平成○年まで）をみた上で、平成○年○月○日付けの労働局の聴取において、要旨、「最終的には右胸膜腫瘍（転移疑い）が認められた。平成○年○月から肺活量が急激に落ちているが、この時点から胃がんの影響が徐々に肺にも現れてきているものと思料される。」と述べている。

- (4) 当審査会において、被災者が死亡する前日である平成○年○月○日に撮影されたＣＴ画像、診療録及び検体検査結果を確認したところ、F 医師が指摘するように、被災者には、腹水、多発肝転移、右胸水、右胸膜腫瘍（転移疑い）が認められた。

また、同日の検体検査結果において、被災者のＰＯ２の検査結果は、基準値内となっていることが認められた。さらに、当審査会は、被災者のじん肺の年金定期報告書診断書（平成○年から平成○年まで）を確認したところ、F 医師が指摘するように、平成○年○月において肺活量が低下していることが認められたものの、被災者の平成○年○月から死亡前日までの血液ガス検査の結果は、特に変化がなく安定していたことが認められた。

したがって、被災者が亡くなる前日まで、ＰＯ２の検査結果は多少の変動はあるものの、ほぼ正常範囲内にあり、被災者のじん肺症が悪化して高度な呼吸不全をおこしていたものとは認められない。

一方、胃がんは、平成○年○月頃からかなり進行しており、その影響が肺にも現れてきていて、最終的には右胸膜腫瘍（転移疑い）が認められることから、

当審査会としては、胃がんが死亡に関与した程度は少なくないとするF医師の意見を妥当なものと判断する。

なお、E医師は、じん肺症がなければ胃進行がんに対し手術が可能であり、延命できたものとする旨述べているが、自身の意見書でも述べているように、胃進行がんの手術を選択しなかった理由は、体力的にも年齢的にも困難であるとの理由であり、また、手術を選択した場合には延命できたとするE医師の考えは、一つの可能性を述べているに過ぎず、じん肺症が被災者の死亡の原因であるとするE医師の意見は、採用することができない。

(5) したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件死亡と被災者のじん肺症との間に、相当因果関係があるとは認められず、被災者の死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。